資料４－１

平成１４年8月１４日

「保健所長の医師資格要件」について

全国保健所長会
会長　岡　田　尚　久

公衆衛生の理念は、人々の生命を衛り、人々の生きる権利を衛ることにあります。

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年12月1日及び平成12年3月31日告示）には、少子高齢化の進展、疾病構造の変化、食品の安全性・廃棄物等の生活環境問題に対する国民意識の高まり、健康危機事例の頻発、精神保健・ノーマライゼーションのニーズの高度化や多様化等に対応するために、保健所を地域保健に関する広域的・専門的かつ技術的拠点として機能を強化すると規定しています。

さらに、総合的な健康づくりのため「健康日本21」（平成12年3月31日通知）推進の運動及び連携拠点としての役割が求められています。

全国保健所長会としては、何よりも人々の生命や健康の保護を最優先に考えた公衆衛生的取り組みが今後ますます重要であり、２１世紀の保健所は地域の公衆衛生の向上に関する広域的・中核的な拠点機関としての役割を強化すべきと考えています。

現在、保健所は住民に対し、健康診断・予防接種等を行うサービス機関としての機能にとどまらず、その専門性を生かして、市町村の健康増進計画の策定支援、地域の健康資源の開発、地域医療体制整備のネットワークづくり、健康情報の発信などのほか、食品衛生および環境衛生の監視指導、O157や結核をはじめとする新興再興感染症対策、天然痘や化学剤などを用いた生物化学テロ事件といった健康危機管理対策などを行う専門的、技術的拠点として活動をしています。

特に、阪神淡路大震災、堺市のO157集団発生事件、和歌山市の毒物混入カレー事件、JCOによる東海村臨界事故、池田小学校殺傷事件等のような予測されなかった健康危機事例発生時に、保健所は迅速かつ的確に対処し、関係機関と連携をとり、発生した健康被害者の迅速な治療、拡大防止措置、並びに予測される健康被害の防止措置を行なってきました。

これら、実際の保健所業務の中で保健所長には、医師として医療の専門職としての立場で事柄や事業に携り、判断を求められる部分と、これらの判断に基づき機関の長として決裁を求められる部分が不可欠に結びついており、しかもこれらの判断は緊急性が求められることが多くあります。

例えば、JCOによる東海村臨界事故や池田小学校殺傷事件の場合は、事故発生の報道を聞き、保健所長は、医師としての専門的判断で直ちに保健所の業務を平時の体制から緊急時体制に切り替え、職員を現場に派遣し収集した情報を県庁へ伝達し、現場関係者の支援や周辺住民への専門相談窓口の開設等の対応をし、地域住民の不安解消の役割を果たしました。

学校等で結核の集団発生が増加していますが、集団感染が疑われるとき保健所長は、学校当局及び学校医の協力のもとに直ちに接触者への定期外健診の実施、感染が疑われる生

徒等への予防内服の指示、父兄等への医学的な説明等を行っています。

さらに、食品に起因する大規模食中毒事件など、市町村の保健行政だけでは対応しきれない事態が頻発していますが、保健所長は常時行っている食品衛生の監視指導業務を踏まえて原因追求、再発予防に取り組んでいます。

これらの判断は、医学的な見地が必要であると共にその対策を進める上では行政的な判断も重要となり、それに対する責任も発生するところから医学的見解と保健所長としての見解にズレが生じると初動が遅れ、対策が後手にまわることになります。医師である保健所長が最終判断を下し、保健所という機関の長としての決定を責任を持って行うこととなっているため、状況判断の迅速性、的確性が保たれているといえます。

また、難病患者や精神障害者の在宅療養支援対策の充実が求められていますが、保健所長は、患者家族及び地域のニーズを具体化するべく地区医師会、専門医療機関、看護協会、在宅支援の福祉施設等関係機関団体等へ働きかけ、地域における保健医療福祉支援のシステムを構築しています。

これらの事業推進で関係機関の協力は不可欠ですが、多くの場合その長が医師であるため、意見調整等事業を効率的に進める上で保健所長が医師であることが大きな役割を果たしています。

このような公衆衛生活動を効果的かつ効率的に展開し、その機能を十二分に発揮するには、医師、保健師、獣医師、薬剤師、検査技師および栄養士などの専門技術職の役割がきわめて重要であり、一つの行政機関としてまとまりのある機能をしていくためには、多岐にわたる専門技術職の能力を十分生かすためのコーディネート役が不可欠です。このコーディネート役は、それぞれの専門性を十分に理解した医師が技術職のリーダーとして位置付けられるべきと考えます。

また、常時、首長や議会、国や都道府県、その他の関係機関などから必要な情報が入る組織のトップは医師でないとこうした健康危機管理時に専門的判断や指揮をとるとともに、平時の健康づくりや医療体制ネットワークづくりなどの活動展開においても、支障が出ます。

中間報告には、保健所長の要件を「組織のマネジメント」と「保健、医療に関する専門性」の２つに分けています。しかし、健康危機事例発生時に、一般行政職の所属長とスタッフの医師との間で対処方法に齟齬が生じた場合、組織と機能が一致することが基本とすれば、実質的に医学的知識を根拠においた判断ができなくなります。保健所の行政目的を効率的かつ効果的に執行するには、組織のマネジメントを行う者と保健、医療に関する専門性を兼ね備えている者が、一体として管理運営を行うことで人々の生命を衛り、人々の権利を衛ることがかなうものと考えます。

現在、保健所長の要件は、医師であり、かつ、3年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者か、国立保健医療科学院の行う養成訓練課程を経た者となっています。医師であれば十分だということではなく、公衆衛生のトレーニングを積んだ上で保健所長になっているからこそ保健所が地域での公衆衛生の拠点としてのレベルを維持できている状況にあります。全国保健所長会としては、保健所長の資質向上を図るために、日本公衆衛生協会とタイアップした研修会や所長会独自の研修会を実施しています。

保健所長の医師資格要件は、これらの観点からきわめて重要で、その廃止は地域の公衆

衛生の停滞を招き、国民の健康に重大な障害をもたらすことは容易に想像できます。
したがって、全国保健所長会としては、保健所長の医師資格要件が廃止されることがないよう要望します。